

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 5 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011-818-3413）
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 創成川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務
- イ 茨戸水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務
- ウ 豊平川水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務
- エ 新川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務
- オ 手稻水再生プラザほか2施設消防用設備等点検業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 18 日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業共同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」である者であること。
- (6) 本業務の履行に必要な消防用設備等の点検資格（消防設備士・消防設備点検資格者等）を有する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該有資格者を本業務に従事させることができること。ただし、同一人が全ての点検資格を有していることを要しない。
- (7) 防災管理点検資格を有する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該有資格者を本業務に従事させることができること。（上記 2(1)ア及びエのみ）
- (8) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項

又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を
現に兼ねている場合

4 入札手続等

(1) 入札書の提出期限

令和3年6月16日（水）9時00分（必着とする。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。（電送による提出は認めない。）

(3) 開札日

令和3年6月16日（水）

(4) 開札時刻

上記2(1)の役務の名称ごとに、次のとおりとする。

ア 創成川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務	午前10時00分
イ 茨戸水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務	午前10時05分
ウ 豊平川水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務	午前10時10分
エ 新川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務	午前10時15分
オ 手稲水再生プラザほか2施設消防用設備等点検業務	午前10時20分

(5) 開札の場所

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

6 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

7 その他

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(2) 詳細は入札説明書による。